

社会福祉法人による居住支援の取り組み

社会福祉法人やすらぎ会
吉田 真哉

社会福祉法人 やすらぎ会

奈良県天理市福住町5504番地

- ◆特別養護老人ホームやすらぎ園<100床>
- ◆併設ショートステイ <10床>
- ◆グループホーム むつみあい <18床>
- ◆ケアハウス やすらぎ <10床>
- ◆居宅介護支援事業所
- ◆訪問介護事業
- ◆訪問入浴事業
- ◆天理市東部地域包括支援センター
- ◆天理市「食」の自立支援事業
- ◆低所得高齢者等住まい・生活支援事業



I 市内不動産業者等とのネットワーク創り

- ①宅地建物取引士資格保持者の雇用
- ②市内全不動産業者への説明及び事業登録
- ③転居希望者と家主双方の不安を分析
- ④地域に出向いた事業説明

家主の不安 契約が出来ない理由

一般的で漠然としたもの

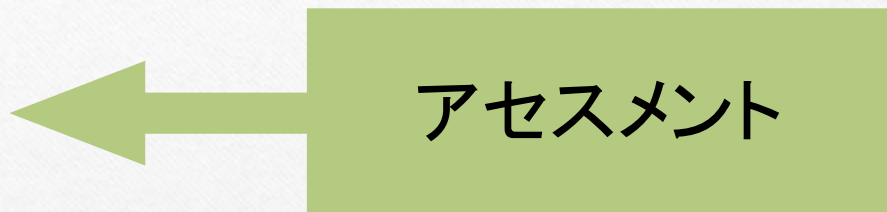


実際の問題

- ・保証人不在、
保証審査が通らない
- ・孤独死
- ・亡くなった後の
残置物の処理
- ・生活困窮による家賃滞納
- ・失火による火事
- ・近隣トラブル
- ・ゴミ屋敷化
- 等

抱えている問題は
高齢者によって違う

転居希望高齢者



- 高齢者**毎**の課題を明確に
- 解消できる「支援プラン」を作成

- 家主・高齢者
双方が安心して契約出来る
- 高齢者がより豊かな生活を送る

転居支援委員会

＜法人内に設置＞

施設長

モデル事業職員

在宅ケアマネ

東部地域包括支援センター職員

生活相談員

関係者

支援プラン原案の精査・議論

●各専門職域から議論を行う

→適正かつ効果的な支援プランに

合議をもって 正式な支援プランとする

Ⅱ 不安解消への仕組創り

- ①個々の「支援プラン」の作成
- ②「転居支援委員会」の開催と合意



高齢者・家主双方が安心して賃貸契約



Ⅲ 継続的な生活支援

- ①社会資源を活かした定期的な見守り体制
- ②緊急通報装置の設置委託契約
- ③孤立化防止への自治会等への働きかけ

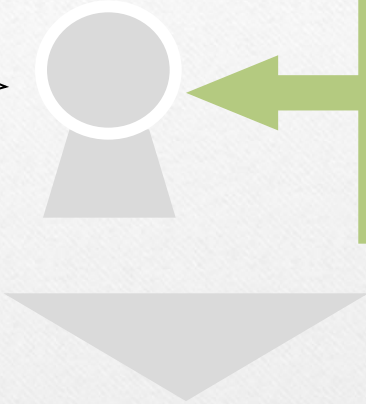
「生活支援」の体系化

見守り

対象者の想定

自立した生活を送る
ことができる方

体調確認
安否確認
相談支援

- 
- 地域包括支援センター
 - 介護保険事業者
 - 民生委員・自治会
 - 各種サロン・ふれあい教室

連携し定期的な見守りを実施

事業スキーム関連図

協力不動産業者・家主

物件情報提供

やすらぎ会

依頼

市内包括
在宅事業所
自治会
民生委員

発掘

転居希望者

面談アセスメント
支援プラン作成・提案
転居支援委員会開催

課題解消の調整

課題調整の上、直接契約

- ・定期的な見守り
- ・関係各所との情報共有
- ・ニーズに即した支援
- ・転居後のQOL向上

調整

生活支援

市内包括
介護保険事業
各種福祉制度
行政・民生委員
ボランティア

支援プランに基づき提供

■ 相談分析(モデル期間分)

○相談ルート

紹介者	件数
地域包括支援センター	9
在宅サービス事業所 C M	7
市役所	3
本人	8
家族	2
知人	3
不動産店	2
病院 C W	1
不明	1
合計	36

・住居確保を必要とした理由

- ①家族内トラブル
- ②現住居の退去を迫られて
- ③狭小・家賃が高い・住環境が悪いなど

○相談者の年齢（階層区分）

～65	2
65～69	7
70～79	16
80～89	6
90～	0
不明	5
合計	36

○世帯構成

独居	11
夫婦世帯	3
家族と同居	7
家族以外と同居	2
不明	13
合計	36

■ 事業成果(～平成29年10月31日)

相談件数・・・46件

成約件数・・・4件

成約率は1割弱であるが、相談対応処理は20件

対応の中で結果として転居に至らないが、支援を行った案件が一定数存在することに注視する必要がある。

主な支援として 転院調整・後見手続き及び特養入所調整・戸建空き家探し
家庭内トラブル仲裁・債務整理支援・・・など

また、転居を希望していても、条件に見合う物件がマッチングできず、転居に至らないケースもあり、マッチングの難しさも課題である。

今後の展開

■ 改正住宅SN法における居住支援法人指定
県居住支援協議会との連携も視野に対象者範囲を拡大
→ 奈良県住宅部局と調整中

■ 広域的なネットワーク構築のための主体啓発
「居住支援」は地域包括ケアの中心にアプローチできる取組
地域包括ケアシステムの再確認

社会福祉法人として、地域福祉への寄与は使命であり、既存の制度事業運営だけではなく、地域公益事業を積極的に展開するべきである。



ご静聴ありがとうございました